

※水色と黄色のセルは回答必須。薄緑色セルは任意。申請書の段階から項目3に変更があった場合、直接入力で上書きして下さい。

(一財)全国地域情報化推進協会 御中

報告日

派遣決定番号

地域情報化アドバイザー制度活用報告書（5日目）

地域情報化アドバイザー制度の活用実績について、下記のとおり報告します。

記

1. 申請団体情報

1-1. 申請団体

団体名	中之条町役場	代表者名	伊能 正夫
担当者部署	企画政策課	連絡先電話番号	0279-75-8837
担当者役職	企画調整係長	担当者氏名	田村 将
住所	377-0494 群馬県中之条町中之条1091	連絡先E-mail	

1-2. 推薦団体（「区分」が「協議会」または「NPO・商工会・大学等」の場合のみ入力）

2. 派遣アドバイザーに対する評価と要望

支援を受けたアドバイザーに対する評価をお願いします。

アドバイザー	大山 水帆
評価	大変よい
上記評価の理由（どのようになどころがよかったです等詳細に）	特定個人情報の規程や条例や立ち入り検査の内容について、実例を多く説明していただいた。今後、何から始めればよいかも相談させていただけた。
アドバイザーへの要望事項	引き続きよろしくお願いします。

3. 地域情報化アドバイザー派遣実績

	派遣日	開始時刻	終了時刻	内休憩時間（分）	活動時間（分）
3-1. 活動	2021年2月17日	9時30分	11時30分		120
派遣形態	支援・助言（オンライン）				

4. 報告書に関してのAPPLICホームページへの掲載許可

掲載許可	<input checked="" type="checkbox"/> 掲載可
------	---

5. 依頼内容及び支援を受けたことによる成果・効果

5-1. 支援を受けた対象者	属性（職員、一般、企業等）について【自由記述】	人数
	中之条町 企画政策課、総務課職員	3人
5-2. 支援を受けるにあたって目指した成果と実勢に支援を受けたことで改善又は解決した成果・効果		
事業の課題・問題点 (具体的にご記入下さい)	行政手続の電子化推進に向けた体系的なアプローチに関するノウハウがない。 1. 担当職員のみが制度を理解・運用しており、担当課のみの限定的な知識しかない。 2. 特定個人情報の安全管理措置の理解が全職員に浸透していない。 3. 住民サービスとしてもマイナンバーを活用していくための知識が不足している。 4. マイナンバーカードを活用しようとする意識が低い。	
支援により目指す成果 (具体的にご記入下さい)	助言2回をうまく活用し、下記成果を得たい。 1. 全職員がマイナンバー制度に関わる者としての自覚・知識を持つ。 2. 特定個人情報の安全管理措置について研修を行う。(3回目、4回目に実施予定) 3. マイナンバーカードを活用することが、住民サービスや行政事務にどのようなメリットがあるかの理解する。 4. マイナンバーカードを活用した施策への職員の意識改革を図る。	
アドバイザーに支援を受けた内容 (具体的にご記入下さい)	特定個人情報の安全管理処置や適正な取扱いに関するガイドラインについて、事例を多く詳細に説明していただいた。立ち入り検査についても、指摘事項になる力所、チェック力所について知ることができた。また、自己点検についても事前に連絡し、確認を行っていただいた。	
支援を受け改善又は解決された内容 (具体的にご記入下さい)	特定個人情報に関する安全管理措置について、対応が必要な部分等が明確になった。参考となる資料等も連絡をいただいたので、対応できる部分から対応を進めていく予定。	
具体的な成果物	最も当てはまるものをリストより選択下さい。	⑥途中段階であり、具体的な成果物はできていない
改善又は解決されなかった内容 持ち越しとなった内容 (具体的にご記入ください)	特になし。	
アンケートの内容と分析結果	講演・セミナー又は個別の事業支援の実施にあたりアンケートを行った場合は、その内容と分析結果についてご記入下さい。（EXCELやPDFでの分析結果を添付されても結構です。） アンケートを行わなかった場合はその理由をご記入下さい。 特定個人情報の安全管理措置について、要改善力所などを相談したため、アンケートは行いませんでした。	
5-3. 今後の計画	最も当てはまるものをリストより選択下さい	④予算以外で、今後取組む事項がある
事業の最終的な目指す姿	残り1回で課題・問題点を解決できるように今後も進めていきたい。	

6. 地域情報化アドバイザー支援の様子

今回の派遣における地域情報化アドバイザーの支援の様子がわかる「写真（JPEG）」を次ページに数枚程度貼り付けて下さい。



<再チェック>安全管理措置 (1/4)

○ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに沿って講じている安全管理措置について、次の観点から、再チェックをしてみましょう。

1. 取扱規程等

1. 責任者を設置し、責任の範囲を明確にしていますか。
(メッセージ)
特定個人情報を適正に取り扱う必要があることを、周知していますか。

2. 確定した取扱規程等の具体的な実施方法を定めて、各課に指示していますか。
(メッセージ)
規定内容によっては、具体的な実施方法を個人番号制度主導群が作成する場合ご各事務の主管群が作成する場合がありますので、関係する各課で協議をして、確実に実施できようとしてましょう。

3. 事務の流れに当たはめて、特定個人情報を取り扱う業務の範囲と事務取扱担当者に誤りがないか確認していますか。
(メッセージ)
例えば、郵便物の開封事務、受付窓口での収受事務、荷棄事務の担当者も、その事務においては、特定個人情報を取り扱う事務取扱担当者になりますので注意しましょう。

2. 組織体制

1 責任者を設置し、責任の範囲を明確にします。
(メッセージ)
総括責任者、保護責任者及び監督責任者（相当する者を含む。）を設置して、責任の範囲を明確にし、責任者自身が責務を認識するような体制を整備しましょう。

2 特定個人情報の漏えい等のインシデント発生時の報告連絡体制について、職員に周知していますか。
(メッセージ)
特に、特定個人情報を漏えいした際の報告連絡体制と、従来から整備しているインシデント対応体制や様式等が異なる場合は、相違点を職員に周知しましょう。

26